

### 第3回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

開催日時 令和7年5月28日（水）午後3時00分～4時30分  
会 場 防府市役所本館2階 共用会議室 2A2B2C  
出席委員 8人（欠席：1人）  
傍 聴 人 0人（報道：0人）  
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

#### ◎協議事項

- ・防府市自治基本条例運用状況の検証

#### ○事務局

定刻になりましたので、第3回防府市自治基本条例推進協議会を開催いたします。

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。

それではここからの進行を横田委員長お願いいたします。

#### ○委員長

それでは、始めたいと思います。本日もよろしく申し上げます。

防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

それでは次第に沿って協議の方に入りたいと思います。

前回に引き続いて、条例の運用状況の検証を行います。条例や解説に沿った取り組みがなされているか、条例が正しく運用されているか。場合によってはその条例の改正、解説の修正などに繋がるような内容まで含めて、ご意見をいただければと思います。

6章まで前回はみましたが、6章までの部分であっても、気が付いた点や、気になる点がありましたら、この会議の中でご意見をいただければと思います。

それでは検証に入る前に、前回、総合計画の周知についてご意見がありましたので、事務局に追加資料を出していただいています。また、議会モニターの際に、議会中継のアクセス数が、同じぐらいの人口の他市と比べてどうかという質問がありましたので、その辺りの補足説明を、事務局の方からお願いいたします。

#### ○事務局

追加資料についてご説明いたします。

こちらは前回の協議会の中で、総合計画の周知についてお話がありましたので、用意させていただきました。

まず、総合計画の周知方法についてご説明します。

概要版の冊子を、令和3年5月に市内全戸を対象として、約4.9万部を配布しております。

また、令和3年8月には学校の2学期のスタートに合わせて、小学校6年生と中学生に概要版の冊子を約4,000部ほど配布しております。

市長が出席するような各個別計画の市民委員会や各種会議等でも、挨拶などでPRしております。

市のホームページでも、この本冊と概要版を公表しております。

総合計画に掲載されている5年後10年後のイメージイラストの拡大版を、市役所や各公民館、アスパラートにて掲示しPRもしております。

また、令和5年度は中間年度になりますが、令和3年度から4年度までの2年間の進捗状況を、実施状況報告書として作成し、ホームページにて公表しております。

なお、参考までに「輝き！ほうふプラン実施状況」というカラー印刷のものを、今回ご用意させてもらってますので、お時間のある時にでもご確認いただけたらと思います。

以上が総合計画の周知に係る取組の補足説明となります。

続きまして、前回の会議の中で、補足説明を求められていた2件について、ご説明させていただきます。

まずは「議会モニターの再任」についてですが、議会に再度確認をしましたところ、議会改革推進協議会という、議員13人で構成された協議会がありまして、その協議会で検討され、その協議の結果より多くの方のご意見を取り入れるため、1人1度の募集要件とされたとのことでした。

続きまして「議会中継のアクセス数の他市との比較」についてです。

議会に確認をしましたが、それぞれ多様な形態で実施されておられ、アクセス数の比較はなかなか難しいということでした。

参考に県内の市で言いますと、防府市と同じようにホームページからインターネット中継をしている市が、下関市、宇部市、山口市、周南市、山陽小野田市の5市です。

他に、ケーブルテレビでライブ中継をされている市が山口市ほか2市、ユーチューブでライブ配信等されている市が萩市ほか5市、この他、コミュニティFMラジオとかを活用している市が宇部市となっております。

議会中継に係る費用は、防府市の方のインターネット中継につきましては、年間約118万円となっております。

ケーブルテレビの方は、山口市に聞きましたが、議会以外の放送もしており、一括で契約しているため、議会中継分だけを算定できないということでした。

ユーチューブについては、利用料は無料ということになりますが、市職員が録画や編集することの負担があるようです。

なお、前回お話がありました条例第3条の市民等の定義につきましては、次回の条例見直しの際に説明させていただこうと思います。以上です。

#### ○委員長

また指摘したほうが良いというような部分がありましたら、前回の提言と重なるような項目があっても構わないと思いますので、またご意見いただけたらと思います。

それでは早速、7章について、事務局から説明をお願いします。

条文が多いので、いくつか分割しながら説明をしていただいて、ご質問やご意見がないか伺っていききたいと思います。

#### ○事務局

第7章から条文の項ごとにご説明いたします。※資料No.1第7章14条から16条を読み上げ

○委員長

以上の第7条の14条から16条までのところで、何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

○A委員

広報政策課の中の、SNSがそれぞれの項目で上がってますが、当初、これを開設するときに登録人数というのは、ある程度想定されて開始されたのでしょうか。

○事務局

当初、始めるときには当然、期待する数値はあったであろうと推測しますが、その数字自身は今、もっておりません。

○A委員

何となく、ちょっと少ないかなという印象がありましたので。

○委員長

その辺をまた確認して、次回にということでよろしいですか。

○B委員

くらし安全課の、要望をホームページ上に公開とありますが、ホームページに公表してもいいかどうかというのは、確認してるわけですか。

○事務局

公表してもいいというものだけを、公表しております。

○B委員

これ0件とかありますけど、もっとあるというふうに考えてるんですけど、実際の提言とか。

○事務局

公表していいというのがこの件数です。

○委員長

その他、何かありますか。よろしいですか。

それでは、次の17条から22条についてお願いします。

○事務局

17条から22条までご説明いたします。※資料No.1第7章17条から22条を読み上げ

○委員長

何かご質問とかご意見とかございますでしょうか。

○B委員

わたしの提言箱っていうのは、何ですか。

○事務局

わたしの提言箱は、市役所1階と15公民館にそれぞれ提言箱という箱が置いてありまして、直接、紙に書いてその箱に入れてもらうものです。

市長への提言箱は、市のホームページ上の提言箱になりまして、こちらの方はホームページでの提言という、インターネットを使って提言されるものになります。

○C委員

公益通報について、他県の方でやってますが、当然のことながら、当市においては、その法令の範囲内ということですね。

○事務局

要綱がありまして、それに沿ってということになります。

○C委員

実際に、その公益通報は、件数的に過去でもいいですから有るのですか。

○事務局

今回の見直しの期間の令和3年から6年の間は無いです。それ以前もありません。

○委員長

その他はよろしいでしょうか。

次、23条のところです。よろしくお願いします。

○事務局

23条の危機管理になります。※資料No.1第7章23条を読み上げ

○委員長

前回の令和3年提出の提言書のときには、女性リーダーの育成などについて、ご意見がありましたけども、女性防災士の育成は、かなり増えてるというデータもここで取り上げられています。

いろいろご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○B委員

子ども防災士の育成は、非常にいいことだと思うんですが、子ども防災士は、一応、市が認定するという形ですね。その認定試験みたいな形があるのですか。

○事務局

多分ですが、手挙げ方式で、私なりたからならしてっていうのではないと思います。しっかり確認して次回答えさせてもらおうと思うんですけど、何か講義なりなんなり受けてのことじゃないかなとは思いますが。

○A委員

自主防災組織率が100%、県基準とあるのですが。

その基準を、お示しいただければと思います。

○事務局

主に自治会が対象にはなりますが、県の方の基準が、例えば規約を制定しているとか、消防の防災活動をしているとか、いろいろ要件がありまして、その内1つでも出来ておれば認めますというような制度になっております。それもあって100%というような。認定の通知とかも出ませんので、単純に、そういう調査があって100%となっています。

○委員長

通常、消防庁のだと、県基準といたら世帯カバー率とかいうのを出すんです。つまり、その世帯がいる地域に自主防災組織が作られているかどうかで、それが本当に実質上カバーするかどうかとかはともかく、その形式の中でカバーしていれば、それでパーセンテージとなるような。

○事務局

市の方でも基準がありまして、自治会の規約に、自主防災活動に関することが明記され、災害時の連絡網の整備がされているものが、市の認める自主防災組織になっています。

そのため、市の基準では、254自治会のうち217自治会で組織され、組織率が85.43%となります。

○B委員

なんで県基準で書いてあるのか、意味ないと思う。市の基準で書いたほうが。

○委員長

多分、活動の実態がなくても組織としてあるので、世帯をカバーしてるということだと思います。パーセンテージに加えるというのは、そういう基準で見るとある場合があります。

多分これ、ホームページにパーセンテージを出していると思うので、どういうふうな基準で認めてるかっていう注釈などが付いていると思います。それも、確認をしていただけたらと思います。

○D委員

防災関係のお話ですが、災害対策基本法に何て書いてあるかという、1条の目的で、この法律は国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するためとあります。

この条例を拝見すると、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産、ここまでは一緒なんですけれども、それを超えて、また生活の平穩を守るというふうに書いてございます。

だからある意味、国の対象者の生命身体財産というものから拡張して、一応市はやるというふうになっているということです。

それで事務局に質問なんですけど、この各課が色々こういう取組をしているというふうには書いてあるんですけど、この生活の平穩まで守るということ意識して、何か取り組んでおられるんでしょうか。

生命身体財産と生活の平穩というのは、かなり近接する部分があるので、ある意味かぶってる部分があるのは間違いないと思うんですけど、国の法令以上のことをやろうとしているのであれば、生活の平穩を守るための取組としては、一体何なんでしょうか。

そういったところについて、事務局としてはどうお考えでしょうか。

○事務局

生活の平穩に直接繋がるかどうかというのはありますけど、令和6年に防災リーフレットなど、ハザードの区域はどこですよとか、避難所はどこですよっていうのを、全戸に配布しております。

こういった自分が逃げる場所がどこかというのを常日頃から認識していただくことで、何かあったときに、事前に準備ができるというのも、その1つかなというふうに考えてます。

○D委員

何でこんなことを言うかという、生活の平穩という、生命身体財産とはまた別の概念をつくり出しておられるように見えて、一体これは何なんだろう、これに対する施策は何をしておられるでしょうか、と多分そういうことをチェックするのがこの会の趣旨なのではないかなと。

○事務局

市の方では、防災危機管理監というポストを設けて、そこで災害だけではなくて、あらゆる危機に対応するというトップを設けてます。

その中で、例えば学校に不審者が出たとか、通り魔が出たとか、そういったものを一元集約して、学校にすべてメールを流すとかしてます。

例えば、時々、愉快犯なんか爆弾仕掛けたぞというようなメールを送って来たりすることもあるんですけど、そういったのにどうやって対応するか、警察と連携をとって対応するか、そういったことで、しっかりその辺りをカバーしてるような取組も行っております。

○D委員

今あったことを聞くと、僕も多少納得をしました。

次の質問は、災害等の等って何ですかっていう質問なんです。

災害は、災害対策基本法の定義がありまして、全部は言いませんけど、防風・竜巻・豪雨とか、いろいろ列挙してある。ここに等と書いてあるから、何かと質問しようとしたんですけど、今の話だと、確かにこの条文の見だし自体は、災害対策ではなくて危機管理なんですよ。

ですから、いわゆる国の災害っていうものを超えて、もっと危機ですよ、一般的な。災害に当てはまるものも、市民生活までも守ろうと、そういう趣旨であれば理解できました。

そうすると、今お話いただいたことも、実はこの中に書いてあるのですか。

○事務局

体制的なことは、今ここに書いてません。取組について書いています。

○D委員

もしかすると、そういうものも1つお書きになった方が、市のアピールですから、よろしいのかなと思いました。

○委員長

解説の方だと、テロをはじめとする、これ人為的災害だから広い災害には入ってますけど。

それから事故ですね、感染症の蔓延とかが書いてあるので、そういうものを含めて、等と言ってるのかなというふうに、直感的には感じました。

○B委員

生活の平穩というのは、今お話聞いたのは、例えば夜のパトロールとか、そういう何か警察の仕事の気がするんですけども。市民の不安を取り除きましょうということですか。

○事務局

そのあたりは、当然、最後の方に出てきますが、国、県等との連携という項目もあります。しっかり警察でやるべきことはありますので。夜のパトロールとか直接、市がなかなかやりにくい部分もあるので、警察とも連携しながらやっていくという体制にはなっております。

○委員長

危機管理では、直接、生命に危害が与えられない場合でも、非常に、その懸念があるとか、不安があるとかいうようなことまで含めて、多分、生活の平穩という言葉が使われてるのかなというふうに思います。

○E委員

防災ラジオのことですけど、私も実は危険区域に入ってるので、うちの世帯でラジオを貸与していただいているんです。父母も高齢者で持っているんですが、私の持つるラジオと父母が持つるラジオは、種類が違うんですよ。

彼らは一番最初からもらっているんで、一番古い型で、もうすでにKRYは入らない状態のラジオです。それを危機管理課に確認したら、そのラジオはラジオではなくて、あくまでも放送を受ける市からの連絡を受けるための媒体だから、そのKRYが入らなくてもしょうがないですみたいなことを言われたんです。

でも、例えばお年寄りはそれでも納得してしまうんだけど、多分中には本当にラジオが壊れてる人たちもいるんですよ。もう何年も前にいただいているので。

だから、壊れてるっていったら使わないっていうことがあるので、あげた人たちに、今どうですかと確認するようなことはないですか。

○事務局

新たにどうですかっていうような、お問い合わせすることはないんですけども、今日もJアラートとかありましたが、放送とかテストやったときとかに、入る入らないとかもチェックしていただいて、入らないようであれば、またこちらの方にラジオを持ってきていただければ、取り替えということになると思います。

○E委員

結構、ご近所さん、最初にいただいている方たちも、もう入らんからってコンセント抜いちゃってたりするので、そしたら、せっかく伝えようと思って頂いたものが、うまく動いていないということになるので、何年に1回かでもいいから、入ってますかっていう話を聞いていただけると、ありがたいかなと思います。

○F委員

4ページの、広報の2次元コードの対応で、例えば携帯とかで簡単に市広報は見れるんですが、QRコードの先は、コードを読み込んでもらうかしないと見れないと思うんです。そうした場合は、結局は紙ベースか家でパソコンを開いて、パソコン上を携帯でかざして取るとかしないと取れないと思うんですが、そういった運用面についてはどうですか。

○事務局

市広報は、携帯のラインとかで見れるようになっているが、それについてのQRコードの読み取りが、今、携帯を使っているから見れないということですよ。

それは確かにあるとは思いますが、出先でなければ、市広報自体は、紙媒体での配布は続けておりますので、家には在るのかなと思います。

○F委員

ホームページに掲載してるのは、簡易ではないんですけども、急ぎで何か検索したいときとか、見たいときに見てもらってというぐらいの感覚で。

○事務局

常に手元で見れるよっていうのがメリットかなと思いますので、なかなか持ち出してまでということもないかなと思います。

今、いろんな場所でいろんなときに見れますよっていうのがインターネット的にはいいのかなと思います。

あとはご自宅にも紙の広報誌が届くので、両方をうまく使っていただくのがいいかなと思います。

○委員長

それではよろしいですかね。それでは第8章、お願いします。

○事務局

第8章、財政についてご説明いたします。※資料No.1第8章を読み上げ

○C委員

24条ですか。スポーツセンターの麒麟レモンスタジアムというのは、今でもそうなんですか。

○事務局

こちらの方が、6年度までの取組を記載しておりまして、実際、7年度については、今、パートナーを募集中です。

○C委員

7年の3月31日っていう契約期間はあるわけですか。

○事務局

はい。3月31日に契約期間が切れ、7年度は4月から、また募集中ということです。

○D委員

行政財産の使用許可ですが、使用料を徴収するというような、行政財産の例外的ではありませんけど、よくある対応の1つだと理解しておりますが、この自販機と太陽光発電を、多分例として挙げられたと思うんですけど、これをピックアップした理由は何ですか。

太陽光発電は何となく理解できるんですけどユニークな取組だと。学校の屋上を業者に貸して、そこで売電収入を上げてもらったらいんじゃないかと。

自販機は、かなり古典的な、これもよくある行政財産使用許可であると思うんですけど。

○事務局

自販機の方は、使用料の徴収もあるのですが、売り上げに応じてマージンをいただくことで、財産収入を得るという目的もあるので挙げています。

○D委員

売れる場所と売れない場所があるので、場所によってそのパーセントが違うっていうのは理解していて、そういう例として挙げておられるんですね。

○事務局

行政財産はいろいろこの目的外使用で貸していますが、それにプラスして、別の収入が得られるという例で、自販機の方はあげています。

屋上屋根貸しは、新たに始めたものだったので、あげております。

○D委員

そういうことであれば、この2つを上げたということは理解いたします。

○C委員

使用料というのは結局、公的な市役所の敷地の中に自動販売機を置く、その底地の使用料ということなんですか。市の敷地のところに自動販売機を置くと、敷地の賃貸料みたいなもの、そういうことですか。

○事務局

基本的には土地の面積で使用料をもらうんですけど、この自動販売機の場合はそれプラス、売上に対して何%バックするという契約をしています。

○委員長

その他よろしいですかね。9章の説明をお願いします。

○事務局

第9章、参画及び協働の推進について、ご説明いたします。※資料No.1第9章を読み上げ

○委員長

前回の提言のときも、28条、公募委員のことについては、それに対する回答はなされていますけれども。

それから30条のところの提案制度。これについての意見ですとか、活用についての意見ですとか、それから、地域おこし協力隊だとか、NPOで協働する事業の強化についても、提出いたしました。

それについては、取組状況についての回答、資料で出されております。

それらを踏まえ、この第9章について何かご意見ありましたらお願いします。

○F委員

ふるさと寄付金における、NPO法人等への支援ですが、これは1度、登録したら、その団体から申請の申し出がある限りは、解除はないのですか。

行政側から、この支援対象団体というのは、何かの選考とか、この団体になるプロセスは。

例えば、書類を出して、さらには審査があって、これになるのかっていうことです。

○事務局

申請していただいて、審査して、指定となります。

今の仕組みでは、ここで終わりですよという仕組みはないです。

○F委員

それは今後作られるとか、例えば期間を決められるとか、更新があってもいいとは思いますが、例えば、指定管理みたいに。

○事務局

そこについては個別の制度の話になってきますので、どういったふうにしたらいいかというのは、担当課の方に伝えて、検討していく話にはなってきますし、そういった話も、内部では出ないことはないです。

だから、いきなり切るって話もなかなか難しい面もあったりするので、常々、しっかり担当にも伝えて検討していきたいと思います。

○F委員

切ることが前提ではないんですけども、やはり、1回登録したらOKではなくて、見直しもいると思います。

もう一つ、解説の方の22ページ、26条で、具体的に事案が解説の方に載っています。

市民意識調査とか、移動市長室とか、パブリックコメント、地区懇談会、審議会等の市民委員の参画とかですが、これらは、全部まだあるんですか。

○事務局

確かにここは、古い記述もありますんで、整理する必要があると思います。

○F委員

他のページもあればですけど、ちょっと見直しを要するのかなと思います。

○事務局

解説のほうも、ここの協議会の方で見直しを検討していただければと思います。

○F委員

今に沿ったものにしていただけたらと思います。

○G委員

市民活動団体と市民のマッチングに関する業務で、令和6年度は123回、494件という説明がありましたが、その前の令和3年から令和5年、これは3年間で199回ですよ。

そうすると、かなり1年で数が増えたのかなと思ったので、マッチングがだんだん増えてきて、支援センターのやり方の向上というか努力というか、その辺りなのかなと思いました。

○F委員

おかげさまで、令和6年、私たちもびっくりするぐらいで、マッチングの1団体が複数回、これ延べの回数だったりしますので。

例えば、フードバンクとか、もう毎週毎週されています。あとは、小学校と地域の団体であるとか、小学校も複数回の実施をされて、そのたびにボランティアさんに参加してもらってます。

○D委員

30条の1項に、まちづくりに取り組むという記載がございます。

まちづくりという言葉も、そろそろ古くなりつつあるんだと思うんですが、典型的には都市計画という、そういう用語の中で語られていたんですけれども。

今はもう、そうやって積極的に、この市をこうしていきましょうという方に、実はあんまり手が回ってないんじゃないんだろうかと思います。

空き家や人口減少を何とかしなきゃいけないという、積極的な方じゃなくて、マイナスの方を何とかしようというふうな方に、実は行政も力を入れざるをえないんじゃないかなと思います。これは今こうした方がいいとかいう具体的な提案ではないですけれども、まちづくりという言葉だけで、この協働の推進をいつまで語っていいのかなという、多少の疑問はございます。これは参考意見としてお願いします。

○委員長

最近、社会的課題の解決とか、そういうこと含めて、そんなイメージですかね。

○D委員

まちづくりというと、どうしても積極というか、古くは高度経済成長の右肩上がりの時代、どんどんスクラップアンドビルドで壊して作って大きくしていくというような概念に、どうしても聞こえてきますけど、今はもう少子化とか空家とか、何とか踏みとどめるという、マイナスを減らすという文脈なので、それをまちづくりという言葉で語るのが正しいのかという疑問があります。

先生が先ほどお話いただいた、社会的課題の解決ですかね。確かにそういう言葉もふさわしいのかなと思いました。

○C委員

30条の中の、防府市自治会連合会活動の支援は、具体的にどんなことをされていますか。

○事務局

地域振興課の方が自治会の主に担当になっておりまして、例えば振興助成金だとか、またそれ以外にも色々、防犯灯であったりだとか、色々なことを自治会がされておられるので、それについての支援をしているというような状況です。

去年から、がんばる地域応援事業の補助金とかもできましたので、そういうので自治会活動の活発化とか、応援するような支援もしております。

お金もですが、例えば今で言うと、地区の担当職員とかもございましてこれ、前回もちょっとお話ありましたけども、地域支援担当職員というのが、現在50人ぐらいおりまして、地区のイベントであったりだとか、清掃活動であったりだとか、そういう人数がいるというようなときに、市役所の方からも、そういう職員が出て一緒にお手伝いしたり、イベントにご協力させていただいたりとか、そういうような活動もしております。

○B委員

自治会連合会との窓口ですから、もうほとんど全てのことは、地域振興課に相談しています。

もっとも、道路の関係とかカーブミラーの関係とか、そういう直接他の道路課とか、警察とか、そういうものもありますが、あとはほとんど地域振興課に相談しています。

街路灯の電気代とか取り換えとかのお金は、すべて自治会の中で払っていますが、その補助金が約47%、市の方から出ますので、その辺の申請とかをやっていただいています。

○委員長

よろしいですかね。それでは10章お願いします。

○事務局

第10章、その他について、ご説明いたします。※資料No.1第10章を読み上げ

○委員長

前回の提言で、31条あたりは、市の内部での情報共有だとか連携強化が必要だとか、それから、文書管理ですか。そういうところについて、提言が前回出ましたけれども、それに対する回答も、取組状況についての回答もなされております。

それも踏まえた上で、10章について、何かご意見ご質問があればお願いします。

○F委員

先ほど、ご説明でありました他市との連携で、防府市に来ていただく方が、増えるっていうのはとても素晴らしいことだと思います。

実際に私もその7市町のイベントに参加したり、また逆に他市に行って、他市の観光資源というのを知ることができました。そういう逆の立場の方を増やせる、素晴らしいことだなと思います。

ぜひ引き続き、現場職員の方々は大変だとは思いますが、県や他市との連携した取組を、進めていただけたらなと思います。

○委員長

その他何かございますか。よろしいですかね。

それでは、その他として、事務局からお願いします。

○事務局

今回の協議の方で、本日の内容についてご質問等がございましたら、随時、事務局へご連絡いただけたらと思います。電話やメールでも構いませんので、その時の意見については次回の協議会のときに、ご紹介というか資料とかで提供させていただこうと思いますので、よろしくご願いたします。

それと次回ということになりますけども、第4回の開催について、また改めて日程調整の方をさせていただきますので、よろしくご願したいと思います。

事務局からは以上です。

○委員長

次回から、提言書についての検討を進めていくということですね。

それでは終わりますので、皆様のご協力に感謝いたします。

ありがとうございました。